

甲 第 178 号 議 案

岡山市財産条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市財産条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年11月30日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市財産条例の一部を改正する条例

岡山市財産条例（昭和39年市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第2条関係）

（単位 円）

使 用 物 件		単 位	使用料
道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	570
	第2種電柱	1本につき1年	870
	第3種電柱	1本につき1年	1,200
	その他の柱類	1本につき1年	51
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5
	地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートルにつき1年	3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	500
	地下に設ける変圧器	使用面積1平方メートルにつき1年	300
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,000

	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	420
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,400
	その他のもの	使用面積1平方メートルにつき1年	1,000
法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	21
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	30
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	46
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	61
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	91
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	120
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	210
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	300
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートルにつき1年	610

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に使用許可を受けた者に係る使用料で、同日前に納入通知があったものについては、なお従前の例による。

提案理由

行政財産使用料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 179 号 議 案

岡山市公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市公共物管理条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年11月30日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市公共物管理条例の一部を改正する条例

岡山市公共物管理条例（平成17年市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第13条関係）

使 用 物 件		単 位	使用料
電柱，電線， 変圧塔，郵便 差出箱，公衆 電話所，広告 塔その他これ らに類する工 作物	第1種電柱	1本につき1年	570円
	第2種電柱	1本につき1年	870円
	第3種電柱	1本につき1年	1,200円
	第1種電話柱	1本につき1年	510円
	第2種電話柱	1本につき1年	810円
	第3種電話柱	1本につき1年	1,100円
	その他の柱類	1本につき1年	51円
	共架電線その他上空に設ける 線類	長さ1メートルに つき1年	5円
	地下電線その他地下に設ける 線類	長さ1メートルに つき1年	3円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	500円
	地下に設ける変圧器	使用面積1平方メ ートルにつき1年	300円

	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,000円
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	420円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,400円
	その他のもの	使用面積1平方メートルにつき1年	1,000円
水道管, 下水道管, ガス管 その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	21円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	30円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	46円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	61円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	91円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	120円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	210円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	300円
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートルにつき1年	610円
	歩廊, 雪よけ その他これらに類する施設	天幕, 日よけ, 雨よけ(仮設ひさし)その他これらに類するもの	使用面積1平方メートルにつき1年

道路その他これに類する施設	上空に設ける通路	使用面積1平方メートルにつき1年	1,200円
	地下に設ける通路	使用面積1平方メートルにつき1年	730円
	その他のもの	使用面積1平方メートルにつき1年	1,000円
露天, 商品置場その他これらに類する施設	祭礼, 縁日等に際し, 一時的に設けるもの	使用面積1平方メートルにつき1日	24円
	その他のもの	使用面積1平方メートルにつき1月	240円
看板(アーチを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	240円
	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	2,400円
標識		1本につき1年	810円
旗ざお	祭礼, 縁日等に際し, 一時的に設けるもの	1本につき1日	24円
	その他のもの	1本につき1月	240円
幕(工事用施設であるものを除く。)	祭礼, 縁日等に際し, 一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	24円
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	240円
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	2,400円
	その他のもの	1基につき1月	1,200円
工事用板囲い, 足場, 詰所その他の工事用施設及び土石, 竹木, 瓦その他の工事用材料		使用面積1平方メートルにつき1月	240円
耐火建築物工事期間中の仮設店舗その他の仮設建築物及び市街地再開発事業のための一時		使用面積1平方メートルにつき1月	100円

収容施設		
水路上空に設ける遮蔽物	使用面積1平方メートルにつき1年	200円

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に使用許可を受けた者に係る使用料で、同日前に納入通知があったものについては、なお従前の例による。

提案理由

公共物使用料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 180 号 議 案

岡山市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年11月30日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

岡山市自転車等駐車場条例（昭和63年市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1有料自転車駐車場の表庭瀬駅第2自転車駐車場の項の次に次のように加える。

岡山駅東口高架下第2自転車駐車場	岡山市北区奉還町一丁目
------------------	-------------

別表第1の3無料自転車等駐車場の表岡山駅東口高架下第2自転車等駐車場の項を削り、同表池の内バス停自転車等駐車場の項の次に次のように加える。

池の内東バス停自転車等駐車場	岡山市中区湊
----------------	--------

別表第2岡山駅東口高架下第1自転車駐車場，本町路上自転車駐車場及び妹尾駅南口自転車駐車場の項中「及び妹尾駅南口自転車駐車場」を「，妹尾駅南口自転車駐車場及び岡山駅東口高架下第2自転車駐車場」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から起算して6月を超えない範囲内において，各規定につき，規則で定める日から施行する。

提案理由

岡山駅東口高架下第2自転車駐車場を有料自転車駐車場として設置する等のため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 181 号 議 案

岡山市公園条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年11月30日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市公園条例の一部を改正する条例

岡山市公園条例（昭和35年市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第5第9項第3号の表中備考以外の部分を次のように改める。

(3) 有料施設の使用料

施設名称・区分					単位	金額
キャンプ場	一時利用	テントサイト	個人	大人	1人1回につき	516円
				小人	1人1回につき	392円
			団体	大人	1人1回につき	392円
				小人	1人1回につき	258円
		バンガロー	個人	大人	1人1回につき	962円
				小人	1人1回につき	731円
			団体	大人	1人1回につき	731円
				小人	1人1回につき	481円
	宿泊利用	テントサイト			1サイト1泊につき	3,071円
		バンガロー			1棟1泊につき	5,731円
BMXコース（附属器具を含む。）					1人1時間につき	545円
かぶとむしどーむ					1人1日につき	308円
レジャープール	大人			1人1日につき	1,296円	
	小人			1人1日につき	864円	

	幼児	1人1日につき	432円
	パターゴルフコース（附属器具を含む。）	1人9ホールにつき	545円
	ディスクゴルフコース（附属器具を含む。）	1人9ホールにつき	329円

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

たけべの森公園キャンプ場の改修に伴い、使用料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 182 号 議 案

岡山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年11月30日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

岡山市道路占用料徴収条例（昭和28年市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号を次のように改める。

- (4) 占有面積又は表示面積（広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。以下同じ。）で0.01平方メートル未満のもの又は0.01平方メートル未満の端数は、その全面積又はその端数の面積を、占有の長さで0.01メートル未満のもの又は0.01メートル未満の端数は、その全長又はその端数の長さをそれぞれ切り捨てて算定する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

（単位 円）

占有物件		単位	占有料
法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1年	570
	第2種電柱	1本につき1年	870
	第3種電柱	1本につき1年	1,200
	第1種電話柱	1本につき1年	510
	第2種電話柱	1本につき1年	810
	第3種電話柱	1本につき1年	1,100
	その他の柱類	1本につき1年	51

	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5
	地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートルにつき1年	3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	500
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	300
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,000
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	420
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,400
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000
法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	21
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	30
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	46
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	61
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	91
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	120
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	210

	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	300
	外径が1メートル以上のもの		長さ1メートルにつき1年	610
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	1,000
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路		占用面積1平方メートルにつき1年	1,200
	地下に設ける通路		占用面積1平方メートルにつき1年	730
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	1,000
	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼，縁日その他の催しに際し，一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日
その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	240	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」とい	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	240
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	2,400
標識		1本につき1年		810
旗ざお		祭礼，縁日その他	1本につき1日	24

う。)第7条第1号に掲げる物件		の催しに際し、一時的に設けるもの			
		その他のもの	1本につき1月	240	
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日		24
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月		240
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月		2,400
その他のもの		1基につき1月		1,200	
政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	1,000	
政令第7条第3号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.034を乗じて得た額	
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	240	
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1月	100	
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.017を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.024を乗じて得た額	
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.005を乗じて得た額	
		階数が2のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.008を乗じて得た額	

		階数が3以上のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.01を乗じて得た額
		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.034を乗じて得た額
政令第7条 第9号に掲げる施設	建築物		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.017を乗じて得た額
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.012を乗じて得た額
政令第7条 第10号に掲げる施設 及び自動車 駐車場	建築物		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.012を乗じて得た額
政令第7条 第11号に掲げる応急 仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.017を乗じて得た額
	上空に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.034を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具			占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.034を乗じて得た額

附 則

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の規定による許可を受けて道路を占有している者が、施行日以後において引き続き同一の占有物件により当該道路を占有する場合の当該占有物件の占有料の額は、占有物件ごとに算出した占有料の額が占有物件ごとに算出した前年度の占有料の額に1.2を乗じて得た額を超える場合には、改正後の別表の規定にか

かわらず，前年度の占用料の額に1.2を乗じて得た額とする。

- 3 施行日前に占用許可を受けた者に係る占用料で，施行日前に納入通知があったものについては，前項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

提案理由

道路占用料の額を改める等のため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 183 号 議 案

岡山市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年11月30日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

岡山市準用河川流水占用料等徴収条例（平成24年市条例第107号）の一部を次のように改正する。

別表2 土地占用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

2 土地占用料

占 用 物 件		単 位	占用料
電柱，電線， 変圧塔，郵便 差出箱，公衆 電話所，広告 塔その他これ らに類する工 作物	第1種電柱	1本につき1年	570円
	第2種電柱	1本につき1年	870円
	第3種電柱	1本につき1年	1,200円
	第1種電話柱	1本につき1年	510円
	第2種電話柱	1本につき1年	810円
	第3種電話柱	1本につき1年	1,100円
	その他の柱類	1本につき1年	51円
	共架電線その他上空に設ける 線類	長さ1メートルに つき1年	5円
	地下電線その他地下に設ける 線類	長さ1メートルに つき1年	3円
	地上に設ける変圧器	1個につき1年	500円

	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	300円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,000円
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	420円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,400円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000円
ガス管，水道管，下水道管 その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	21円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	30円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	46円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	61円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	91円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	120円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	210円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	300円
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートルにつき1年	610円
歩廊，雪よけ	天幕，日よけ，雨よけ（仮設	占用面積1平方メ	1,000円

その他これらに類する施設	ひさし) その他これらに類するもの	一トルにつき1年	
通路その他これに類する施設	上空に設ける通路	占用面積1平方メートルにつき1年	1,200円
	地下に設ける通路	占用面積1平方メートルにつき1年	730円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000円
露店, 商品置場その他これらに類する施設	祭礼, 縁日等に際し, 一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	24円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	240円
看板(アーチを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	240円
	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	2,400円
標識		1本につき1年	810円
旗ざお	祭礼, 縁日等に際し, 一時的に設けるもの	1本につき1日	24円
	その他のもの	1本につき1月	240円
幕(工事用施設であるものを除く。)	祭礼, 縁日等に際し, 一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	24円
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	240円
アーチ	河川を横断するもの	1基につき1月	2,400円
	その他のもの	1基につき1月	1,200円
工事用板囲い, 足場, 詰所その他の工事用施設及び土石, 竹木, 瓦その他の工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	240円

耐火建築物工事期間中の仮設店舗その他の仮設建築物及び市街地再開発事業のための一時収容施設	占用面積1平方メートルにつき1月	100円
上空に設ける遮蔽物	占用面積1平方メートルにつき1年	200円
上記以外の工作物	占用面積1平方メートルにつき1年	200円

別表2土地占用料の表備考第9項中「1平方メートル未満」を「0.01平方メートル未満」に、「1平方メートルとみなして」を「切り捨てて」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に占用許可を受けた者に係る占用料で、同日前に納入通知があったものについては、なお従前の例による。

提案理由

準用河川の土地占用料の額を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 184 号 議 案

岡山市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市立図書館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年11月30日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立図書館条例の一部を改正する条例

岡山市立図書館条例（昭和58年市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項第3号の表岡山市立建部町図書館の項中「830番地1」を「487番地1」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

提案理由

岡山市立建部町図書館を移転するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 185 号 議 案

岡山市立公民館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市立公民館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年11月30日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立公民館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

岡山市立公民館条例の一部を改正する条例（平成29年市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち岡山市立公民館条例第2条第2号の表岡山市立御津公民館の項の次に1項を加える改正規定中「第2条第2号」を「第2条第1号」に改める。

第2条中岡山市立公民館条例第2条第3号の表岡山市立中央公民館三敷分館の項から岡山市立中央公民館浜川原分館の項までの改正規定を削る。

第2条のうち別表第1第37項を同表第38項とし、同表第16項から同表第36項までを1項ずつ繰り下げ、同表第15項の次に1項を加える改正規定中「第37項を第38項」を「第36項を第37項」に、「第16項から第36項まで」を「第15項から第35項まで」に、「第15項」を「第14項」に、「16 岡山市立操山公民館」を「15 岡山市立操山公民館」に改め、同条を第3条とする。

第1条中「岡山市立公民館条例（昭和27年市条例第58号）」を「岡山市立公民館条例」に改める。

第1条のうち岡山市立公民館条例第2条第2号の表岡山市立灘崎公民館の項の改正規定中「第2条第2号」を「第2条第1号」に改める。

第1条のうち岡山市立公民館条例別表第1第28項の改正規定中「別表第1第28項」

を「別表第1第27項」に、「28 岡山市立灘崎公民館」を「27 岡山市立灘崎公民館」に改め、同条を第2条とし、第1条として次の1条を加える。

第1条 岡山市立公民館条例（昭和27年市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を削り、同条第2号の表中「地区公民館」を「公民館」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号の表岡山市立中央公民館三勲分館の項から岡山市立中央公民館浜川原分館の項までの規定中「中央公民館」を「操山公民館」に改め、同号を同条第2号とする。

別表第1中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項から第37項までを1項ずつ繰り上げる。

附則第1項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条及び附則第5項の規定 平成30年4月1日
- (2) 第2条及び第3条並びに附則第4項の規定 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日

附則第2項中「第1条」を「第2条」に改める。

附則第3項中「第2条」を「第3条」に改める。

附則第4項中「第1条」を「第2条」に、「別表第1第28項」を「別表第1第27項」に改める。

附則に次の1項を加える。

5 岡山市福祉文化会館設置条例（昭和46年市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

岡山市立中央公民館を廃止するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 186 号 議 案

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を
次のように制定するものとする。

平成29年11月30日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年市条例第3
6号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

43,600円	
42,300円	
33,000円	
33,000円	

を

「

43,600円	240,000円以内
42,300円	240,000円以内
33,000円	240,000円以内
33,000円	240,000円以内

に改め、同表に備

」

考として次のように加える。

備考 農業委員会会長、農業委員会会長職務代理者、農業委員会委員及び農地利用最適
化推進委員の月額による報酬及び年額による報酬は、併給することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成29年7月20日から適用する。

提案理由

農業委員会会長，農業委員会会長職務代理者，農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬の額を改めるため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 224 号 議 案

岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年12月8日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(岡山市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 岡山市職員の給与に関する条例(昭和26年市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第3条の2中「職員が復職した場合、」の次に「教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項の規定により同項に規定する大学院修学休業をした職員若しくは外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成28年市条例第58号)第2条第1項の規定により外国の地方公共団体の機関等に派遣された職員が職務に復帰した場合」を加える。

第5条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第5条第3項中「から第5号」を「に掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき6,700円(職員に配偶者が不在の場合にあつてはそのうち1人については11,000円)、同項第3号から第6号」に改め、「子、」を削り、「配偶者」の次に「及び扶養親族たる子」を加える。

第6条第1項各号列記以外の部分中「該当する」を「掲げる」に改め、同項第2号中「又は第4号」を「、第3号又は第5号」に改め、同条中「、父母等」を「又は扶養親

族たる父母等」に改める。

第6条の4第1項第1号中「308,000円」を「308,300円」に改め、同項第2号中「50,600円」を「50,700円」に改める。

第19条第2項第1号中「100分の85」を「100分の95」に、「100分の105」を「100分の115」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の45」に、「100分の50」を「100分の55」に改める。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)
行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	139,200	224,500	260,300	285,400	313,600	356,600	402,000	453,300
	2	140,400	226,400	262,100	287,400	315,900	359,100	404,500	456,300
	3	141,700	228,100	263,800	289,300	318,100	361,600	406,800	459,300
	4	143,000	229,900	265,600	291,300	320,300	364,100	409,300	462,300
	5	144,300	231,500	267,500	293,100	322,500	366,600	411,400	465,000
	6	145,600	233,400	269,300	295,100	324,500	369,000	413,700	468,100
	7	146,900	235,200	271,100	297,000	326,700	371,600	416,000	471,100
	8	148,200	236,900	272,900	298,900	328,700	374,000	418,300	474,000
	9	149,500	238,300	274,900	300,800	331,000	376,400	420,300	477,000
	10	150,900	239,900	276,700	303,000	333,100	379,100	422,600	479,900
	11	152,300	241,500	278,500	305,200	335,200	381,600	424,900	483,000
	12	153,600	243,200	280,300	307,500	337,300	384,300	426,900	485,900
	13	154,900	244,800	282,100	309,500	339,200	386,700	428,900	488,700
	14	156,400	246,500	284,200	311,600	341,300	388,900	430,700	491,600
	15	157,900	248,100	286,300	313,700	343,300	391,200	432,600	494,400
	16	159,300	249,800	288,200	315,900	345,300	393,500	434,600	497,300
	17	160,700	251,600	290,300	318,000	347,300	395,600	436,500	499,900
	18	162,400	253,400	292,400	320,000	349,300	397,600	438,300	502,400
	19	164,100	255,100	294,400	322,000	351,300	399,700	439,900	504,800
	20	165,800	256,800	296,400	323,900	353,100	401,500	441,700	507,300
	21	167,500	258,500	298,400	326,000	355,100	403,500	443,300	509,500
	22	169,500	260,200	300,400	327,900	356,900	405,400	444,700	511,600
	23	171,500	261,900	302,500	330,000	358,900	407,300	446,100	513,600
	24	173,500	263,600	304,500	332,100	360,800	409,300	447,600	515,500
	25	175,500	265,400	306,400	333,800	362,700	411,100	449,100	517,300
	26	177,600	267,100	308,500	335,700	364,700	412,600	450,400	518,800
	27	179,700	268,700	310,500	337,600	366,600	414,200	451,700	520,300
	28	181,800	270,500	312,500	339,600	368,500	415,700	453,100	521,700
	29	183,800	272,100	314,400	341,400	370,300	417,300	454,200	522,900
	30	186,300	274,000	316,500	343,200	372,100	418,600	454,900	524,000
	31	188,700	275,800	318,600	345,000	374,000	419,800	455,600	525,100
	32	191,000	277,700	320,500	346,900	375,800	421,000	456,400	526,200
	33	193,200	279,600	322,200	348,600	377,400	422,100	456,900	527,300
	34	195,700	281,400	324,200	350,400	379,100	423,400	457,400	528,000
	35	198,000	283,300	326,200	352,000	380,800	424,700	457,700	528,700
	36	200,400	285,200	328,200	353,800	382,400	425,700	458,200	529,400
	37	202,600	286,900	330,000	355,500	383,800	427,000	458,500	530,100
	38	205,000	288,700	331,900	356,800	385,000	427,900	459,000	530,700
	39	207,300	290,600	333,900	358,300	386,100	428,800	459,400	531,200
	40	209,600	292,400	335,900	359,600	387,300	429,700	459,900	531,700
	41	211,600	294,100	337,600	361,100	388,500	430,300	460,200	532,200
	42	213,900	296,000	339,400	362,200	389,700	431,100	460,600	
	43	216,100	297,700	341,300	363,400	390,800	431,800	461,000	
	44	218,400	299,500	343,200	364,600	392,000	432,500	461,400	
	45	220,400	301,200	344,700	365,400	392,900	433,200	461,600	
	46	222,600	303,000	346,300	366,300	393,600	434,000	462,000	
	47	224,600	304,800	347,900	367,100	394,300	434,700	462,400	
	48	226,700	306,500	349,400	367,900	395,000	435,400	462,800	
	49	228,500	308,200	351,000	368,900	395,700	435,900	463,000	
	50	230,300	310,000	352,200	369,700	396,300	436,400		
	51	232,100	311,800	353,300	370,500	397,000	436,800		
	52	233,900	313,500	354,500	371,200	397,700	437,200		
	53	235,700	315,000	355,300	372,100	398,500	437,300		
	54	237,500	316,700	356,400	372,800	399,200	437,800		
	55	239,300	318,400	357,400	373,500	399,900	438,200		
	56	241,000	320,000	358,500	374,200	400,500	438,500		
	57	242,700	321,600	359,600	374,800	401,100	438,800		
	58	244,500	323,200	360,700	375,500	401,800	439,400		
59	246,200	324,800	361,800	376,100	402,400	439,900			

60	247, 800	326, 300	362, 900	376, 700	403, 100	440, 400
61	249, 500	327, 600	363, 900	377, 100	403, 700	440, 700
62	251, 100	329, 100	364, 900	377, 800	404, 400	441, 100
63	252, 600	330, 600	365, 900	378, 500	405, 000	441, 500
64	254, 100	331, 900	366, 800	379, 200	405, 600	441, 900
65	255, 700	333, 300	367, 600	379, 700	406, 100	442, 100
66	256, 900	334, 500	368, 400	380, 400	406, 700	
67	258, 100	335, 700	369, 300	380, 900	407, 300	
68	259, 400	336, 900	370, 000	381, 600	407, 800	
69	260, 600	337, 900	370, 800	382, 100	408, 100	
70	261, 800	338, 800	371, 500	382, 800	408, 700	
71	263, 000	339, 800	372, 200	383, 400	409, 300	
72	264, 200	340, 800	372, 900	384, 000	409, 900	
73	265, 400	341, 800	373, 600	384, 500	410, 000	
74	266, 600	342, 600	374, 300	385, 200	410, 500	
75	267, 800	343, 400	374, 900	385, 800	410, 900	
76	268, 900	344, 200	375, 600	386, 400	411, 400	
77	270, 000	344, 900	376, 200	386, 900	411, 500	
78	271, 000	345, 600	376, 800	387, 600	412, 000	
79	272, 000	346, 300	377, 400	388, 200	412, 400	
80	272, 900	347, 000	378, 100	388, 900	412, 900	
81	273, 700	347, 600	378, 600	389, 300	413, 100	
82	274, 500	348, 300	379, 300	390, 000	413, 600	
83	275, 300	349, 000	379, 900	390, 600	414, 000	
84	276, 100	349, 600	380, 600	391, 200	414, 500	
85	276, 900	350, 200	381, 100	391, 600	414, 600	
86	277, 600	350, 800	381, 800	392, 300	415, 000	
87	278, 300	351, 400	382, 400	392, 900	415, 400	
88	278, 900	352, 000	383, 000	393, 600	415, 800	
89	279, 400	352, 600	383, 400	394, 000	416, 000	
90	280, 100	353, 200	384, 100	394, 600	416, 300	
91	280, 800	353, 800	384, 700	395, 200	416, 700	
92	281, 300	354, 400	385, 400	395, 800	417, 100	
93	281, 800	354, 900	385, 800	396, 100	417, 300	
94	282, 500	355, 500	386, 500	396, 700		
95	283, 100	356, 000	387, 100	397, 300		
96	283, 700	356, 600	387, 800	397, 900		
97	284, 000	357, 100	388, 000	398, 300		
98	284, 600	357, 600	388, 700	398, 900		
99	285, 200	358, 200	389, 400	399, 500		
100	285, 800	358, 800	390, 100	400, 100		
101	286, 200	359, 200	390, 600	400, 400		
102	286, 700	359, 800	391, 300	400, 900		
103	287, 100	360, 300	392, 000	401, 500		
104	287, 500	360, 900	392, 700	402, 100		
105	288, 000	361, 300	393, 200	402, 500		
106		361, 900	393, 900	403, 000		
107		362, 400	394, 500	403, 600		
108		363, 000	395, 200	404, 200		
109		363, 400	395, 700	404, 700		
110		363, 900	396, 400	405, 200		
111		364, 400	397, 000	405, 800		
112		365, 000	397, 700	406, 400		
113		365, 400	398, 200	406, 900		
114		366, 000	398, 900			
115		366, 600	399, 500			
116		367, 100	400, 200			
117		367, 600	400, 700			
118		368, 200				
119		368, 800				
120		369, 300				
121		369, 800				
122		370, 300				
123		370, 900				
124		371, 400				

	125		371,800						
	126		372,400						
	127		373,000						
	128		373,500						
	129		374,000						
再任用 職員		213,100	252,800	272,100	286,200	311,400	352,000	385,100	435,600

別表第2 教育職給料表ア教育職給料表（1）の表中備考以外の部分を次のように改める。

ア 教育職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円
	1	152,100	195,600	323,200	412,500
	2	153,600	197,200	325,500	414,400
	3	155,100	198,800	327,600	416,200
	4	156,600	200,500	329,800	418,000
	5	158,200	202,000	332,100	419,600
	6	160,000	203,700	334,300	421,500
	7	161,800	205,300	336,500	423,300
	8	163,600	207,000	338,700	425,100
	9	165,400	208,600	340,800	426,800
	10	167,500	210,400	343,000	428,600
	11	169,400	212,200	345,000	430,500
	12	171,400	214,100	347,200	432,300
	13	173,400	215,500	349,200	433,900
	14	175,600	217,500	351,200	435,800
	15	177,700	219,300	353,100	437,600
	16	179,900	221,300	355,200	439,500
	17	182,200	223,000	357,100	441,100
	18	184,800	225,600	359,000	442,900
	19	187,200	228,200	360,900	444,800
	20	189,700	230,900	362,900	446,500
	21	192,200	233,300	364,700	448,300
	22	193,700	235,800	366,700	450,100
	23	195,300	238,500	368,500	451,800
	24	197,000	241,100	370,400	453,700
	25	198,300	243,600	372,300	455,400
	26	200,000	246,200	374,200	456,900
	27	201,500	248,800	376,100	458,500
	28	203,200	251,300	378,000	460,200
	29	204,500	253,900	379,700	461,800
	30	206,200	256,200	381,700	463,300
	31	207,800	258,500	383,600	464,700
	32	209,500	260,800	385,500	466,100
	33	210,700	262,900	387,400	467,600
	34	212,500	265,200	389,000	468,300
	35	214,200	267,500	390,800	468,900
	36	216,000	269,800	392,500	469,500
	37	217,400	272,000	394,000	470,200
	38	219,200	274,300	395,600	
	39	220,900	276,600	397,200	
	40	222,700	278,900	398,700	
	41	224,200	281,000	400,200	
	42	225,600	283,400	401,800	
	43	227,200	285,600	403,300	
	44	228,800	287,700	404,900	
	45	230,500	289,700	406,600	
	46	232,000	292,400	408,100	
	47	233,400	294,900	409,600	
	48	234,900	297,600	411,200	
	49	236,300	299,900	412,800	
	50	237,800	302,400	414,300	
	51	239,300	304,700	415,900	
	52	240,600	307,200	417,300	
	53	241,800	309,500	418,900	
54	243,300	311,600	420,500		

55	244,700	313,600	422,100
56	246,200	315,800	423,600
57	247,500	318,000	425,200
58	248,800	320,100	426,800
59	250,100	322,300	428,200
60	251,500	324,300	429,700
61	252,800	326,400	431,200
62	254,100	328,400	432,700
63	255,400	330,600	434,000
64	256,700	332,800	435,600
65	258,000	334,800	437,100
66	259,600	336,900	438,700
67	261,200	339,000	440,000
68	262,800	341,200	441,500
69	264,100	342,900	442,800
70	265,600	344,900	444,200
71	267,100	347,000	445,700
72	268,500	349,000	447,000
73	269,700	350,800	448,400
74	271,100	352,700	449,300
75	272,400	354,600	449,900
76	273,700	356,400	450,700
77	275,100	358,200	451,300
78	276,300	359,800	
79	277,500	361,500	
80	278,500	363,100	
81	279,700	364,600	
82	280,900	366,100	
83	282,100	367,400	
84	283,300	368,900	
85	284,400	370,400	
86	285,600	371,900	
87	286,700	373,300	
88	287,900	374,800	
89	288,800	376,200	
90	290,000	377,500	
91	291,200	378,900	
92	292,400	380,300	
93	293,200	381,700	
94	294,200	382,900	
95	295,400	384,100	
96	296,500	385,400	
97	297,400	386,800	
98	298,400	387,800	
99	299,500	388,900	
100	300,600	390,000	
101	301,300	391,100	
102	302,300	392,100	
103	303,300	393,100	
104	304,400	394,200	
105	305,300	395,000	
106	306,200	396,000	
107	307,100	397,000	
108	308,000	397,900	
109	308,900	398,800	
110	309,500	399,700	
111	310,000	400,500	
112	310,600	401,300	
113	311,200	401,900	

114	311,700	402,700		
115	312,200	403,400		
116	312,700	404,200		
117	313,200	404,800		
118	313,700	405,500		
119	314,200	406,000		
120	314,700	406,800		
121	315,300	407,300		
122	315,800	407,700		
123	316,300	408,000		
124	316,800	408,400		
125	317,300	408,700		
126	317,700	409,200		
127	317,900	409,600		
128	318,300	410,100		
129	318,600	410,500		
130	319,000	410,900		
131	319,400	411,300		
132	319,700	411,700		
133	319,900	411,900		
134	320,200	412,100		
135	320,400	412,300		
136	320,700	412,400		
137	321,000	412,500		
138	321,200	412,700		
139	321,400	412,900		
140	321,700	413,000		
141	321,900	413,200		
142	322,100	413,400		
143	322,300	413,600		
144	322,500	413,700		
145	322,700	413,900		
146	323,000			
147	323,300			
148	323,600			
149	323,700			
150	323,900			
151	324,100			
152	324,300			
153	324,400			
再任用 職員	233,100	271,000	327,500	411,200

別表第2 教育職給料表イ教育職給料表（2）の表中備考以外の部分を次のように改める。

イ 教育職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円
	1	149,100	164,300	270,900	386,800
	2	150,600	166,200	273,600	388,300
	3	152,000	168,300	276,200	389,900
	4	153,500	170,500	278,800	391,300
	5	155,100	172,400	281,100	392,900
	6	156,800	174,500	283,800	394,400
	7	158,600	176,600	286,400	395,900
	8	160,400	178,800	289,100	397,400
	9	162,100	181,000	291,700	398,700
	10	164,200	183,700	294,400	400,100
	11	166,000	186,300	297,100	401,200
	12	168,000	189,000	299,800	402,600
	13	170,000	191,700	302,300	403,800
	14	172,100	193,400	304,500	405,200
	15	174,200	195,000	306,600	406,400
	16	176,300	196,600	308,700	407,800
	17	178,600	198,100	310,800	408,800
	18	181,100	199,800	313,100	410,100
	19	183,500	201,300	315,100	411,200
	20	185,900	203,000	317,200	412,600
	21	188,400	204,600	319,400	413,700
	22	190,000	206,300	321,500	415,000
	23	191,500	208,100	323,600	416,100
	24	193,200	210,000	325,700	417,500
	25	194,500	211,300	327,800	418,600
	26	196,000	213,300	329,600	419,800
	27	197,500	215,100	331,200	420,900
	28	199,000	217,000	333,100	422,200
	29	200,500	218,700	334,700	423,200
	30	202,100	221,200	336,500	424,300
	31	203,700	223,800	338,100	425,300
	32	205,400	226,400	339,900	426,300
	33	206,400	228,800	341,500	427,500
	34	208,100	231,200	343,200	428,000
	35	209,700	233,900	344,900	428,600
	36	211,300	236,500	346,500	429,200
	37	212,700	238,900	348,100	429,800
	38	214,300	241,400	349,600	
	39	215,800	244,000	351,100	
	40	217,500	246,400	352,600	
	41	218,900	248,900	354,000	
	42	220,400	251,200	355,600	
	43	221,800	253,500	357,100	
	44	223,400	255,700	358,500	
	45	225,100	257,800	359,900	
	46	226,500	260,100	361,300	
	47	227,900	262,300	362,900	
	48	229,400	264,600	364,300	
	49	230,800	266,700	365,700	
	50	232,300	269,000	367,200	
	51	233,800	271,200	368,500	
	52	235,100	273,500	369,900	
	53	236,100	275,500	371,400	
54	237,600	277,900	372,700		

55	239,000	280,100	373,900
56	240,500	282,100	375,300
57	241,800	284,100	376,600
58	242,900	286,700	377,800
59	244,100	289,200	379,100
60	245,400	291,800	380,500
61	246,600	294,100	381,700
62	247,900	296,500	383,000
63	249,000	298,800	384,300
64	250,200	301,200	385,600
65	251,200	303,500	386,600
66	252,800	305,500	387,800
67	254,300	307,500	388,900
68	255,700	309,700	390,100
69	257,200	311,900	390,900
70	258,600	313,900	392,100
71	260,100	316,000	393,100
72	261,500	318,000	394,300
73	262,800	320,100	395,300
74	264,000	322,000	395,900
75	265,100	324,200	396,600
76	266,300	326,300	397,400
77	267,700	328,100	398,000
78	268,800	329,900	398,700
79	270,000	331,600	399,400
80	271,100	333,500	400,100
81	272,300	335,100	400,500
82	273,300	336,600	401,200
83	274,500	338,400	401,600
84	275,600	340,200	402,300
85	276,600	341,500	402,700
86	277,500	343,200	403,300
87	278,500	344,700	403,800
88	279,500	346,200	404,400
89	280,300	347,800	404,900
90	281,100	349,100	405,400
91	282,000	350,300	405,900
92	282,800	351,700	406,200
93	283,300	352,900	406,400
94	284,100	354,200	
95	284,900	355,300	
96	285,500	356,600	
97	286,300	358,000	
98	287,100	359,100	
99	287,700	360,000	
100	288,500	361,000	
101	289,200	362,200	
102	289,700	363,300	
103	290,200	364,400	
104	290,600	365,300	
105	291,100	366,200	
106	291,500	367,200	
107	291,900	368,100	
108	292,200	369,100	
109	292,400	369,900	
110	292,800	370,800	
111	293,200	371,800	
112	293,600	372,800	
113	293,700	373,600	

114	294,000	374,400		
115	294,300	375,300		
116	294,600	376,000		
117	294,900	376,900		
118	295,200	377,700		
119	295,400	378,500		
120	295,600	379,200		
121	295,800	380,000		
122	296,100	380,700		
123	296,400	381,400		
124	296,700	382,200		
125	296,800	382,800		
126		383,400		
127		383,900		
128		384,600		
129		385,200		
130		385,800		
131		386,300		
132		387,000		
133		387,300		
134		387,900		
135		388,300		
136		388,900		
137		389,100		
138		389,700		
139		390,200		
140		390,700		
141		390,900		
142		391,400		
143		391,900		
144		392,400		
145		392,600		
146		392,900		
147		393,200		
148		393,400		
149		393,500		
150		393,800		
151		394,100		
152		394,400		
153		394,500		
154		394,800		
155		395,100		
156		395,400		
157		395,500		
再任用 職員	224,300	267,600	321,000	401,100

別表第2 教育職給料表ウ保育幼児教育職給料表の表中備考以外の部分を次のように改める。

ウ 保育幼児教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円
	1	139,600	229,600	265,500	290,400	318,800	362,400
	2	140,800	231,500	267,300	292,400	321,100	364,900
	3	142,100	233,200	269,000	294,300	323,300	367,400
	4	143,400	235,000	270,800	296,300	325,500	369,900
	5	144,700	236,600	272,700	298,100	327,700	372,400
	6	146,000	238,500	274,500	300,100	329,700	374,800
	7	147,300	240,300	276,300	302,000	331,900	377,400
	8	148,600	242,000	278,100	303,900	333,900	379,800
	9	150,000	243,400	280,100	305,800	336,200	382,200
	10	151,400	245,000	281,900	308,000	338,300	384,900
	11	152,800	246,600	283,700	310,200	340,400	387,400
	12	154,100	248,300	285,400	312,500	342,500	390,100
	13	155,400	249,900	287,200	314,500	344,400	392,500
	14	156,900	251,600	289,300	316,600	346,500	394,700
	15	158,400	253,200	291,400	318,700	348,500	397,000
	16	159,800	254,900	293,300	320,900	350,500	399,300
	17	161,200	256,700	295,400	323,000	352,500	401,400
	18	163,200	258,500	297,500	325,000	354,500	403,400
	19	165,200	260,200	299,500	327,000	356,500	405,500
	20	167,300	261,900	301,500	328,900	358,300	407,300
	21	169,200	263,600	303,500	331,000	360,300	409,300
	22	171,200	265,300	305,500	332,900	362,100	411,200
	23	173,300	267,000	307,600	335,000	364,100	413,100
	24	175,500	268,700	309,600	337,100	366,000	415,100
	25	177,700	270,500	311,500	338,800	367,900	416,900
	26	180,300	272,200	313,600	340,700	369,900	418,400
	27	182,900	273,800	315,600	342,600	371,800	420,000
	28	185,500	275,500	317,600	344,600	373,700	421,500
	29	188,200	277,100	319,500	346,400	375,500	423,000
	30	190,700	279,000	321,600	348,200	377,300	424,300
	31	193,100	280,800	323,700	350,000	379,200	425,500
	32	195,400	282,700	325,600	351,900	381,000	426,700
	33	197,800	284,600	327,300	353,600	382,600	427,700
	34	200,300	286,400	329,300	355,400	384,300	429,000
	35	202,600	288,300	331,300	357,000	386,000	430,300
	36	205,000	290,200	333,300	358,800	387,600	431,300
	37	207,200	291,900	335,100	360,500	388,900	432,500
	38	209,600	293,700	337,000	361,800	390,100	433,400
	39	211,900	295,600	339,000	363,300	391,200	434,300
	40	214,200	297,400	341,000	364,600	392,400	435,200
	41	216,400	299,100	342,700	366,100	393,600	435,700
	42	218,700	301,000	344,500	367,200	394,800	436,500
	43	220,900	302,700	346,400	368,400	395,900	437,200
	44	223,200	304,500	348,300	369,600	397,100	437,900
	45	225,200	306,200	349,800	370,300	397,900	438,500
	46	227,400	308,000	351,400	371,200	398,600	439,300
	47	229,400	309,800	353,000	372,000	399,300	440,000
	48	231,500	311,500	354,500	372,800	400,000	440,700
	49	233,300	313,200	356,100	373,800	400,700	441,100
	50	235,100	315,000	357,300	374,600	401,300	441,500
	51	236,900	316,800	358,400	375,400	402,000	441,900
	52	238,700	318,500	359,600	376,100	402,700	442,200
	53	240,500	320,000	360,300	376,900	403,400	442,300
54	242,300	321,700	361,400	377,600	404,100	442,800	

55	244, 100	323, 400	362, 400	378, 300	404, 800	443, 200
56	245, 800	325, 000	363, 500	379, 000	405, 400	443, 500
57	247, 500	326, 600	364, 600	379, 600	405, 900	443, 700
58	249, 300	328, 200	365, 700	380, 300	406, 600	444, 300
59	251, 000	329, 800	366, 800	380, 900	407, 200	444, 800
60	252, 600	331, 300	367, 900	381, 500	407, 900	445, 300
61	254, 300	332, 600	368, 900	381, 800	408, 400	445, 500
62	255, 900	334, 100	369, 900	382, 500	409, 100	445, 900
63	257, 400	335, 600	370, 900	383, 200	409, 700	446, 300
64	258, 900	336, 900	371, 800	383, 900	410, 300	446, 700
65	260, 500	338, 300	372, 500	384, 300	410, 700	446, 800
66	261, 700	339, 500	373, 300	385, 000	411, 300	
67	262, 900	340, 700	374, 200	385, 500	411, 900	
68	264, 200	341, 900	374, 900	386, 200	412, 300	
69	265, 300	342, 800	375, 600	386, 600	412, 500	
70	266, 500	343, 700	376, 300	387, 300	413, 100	
71	267, 700	344, 700	377, 000	387, 900	413, 700	
72	268, 900	345, 700	377, 700	388, 500	414, 200	
73	270, 100	346, 600	378, 300	389, 000	414, 300	
74	271, 300	347, 400	379, 000	389, 700	414, 800	
75	272, 500	348, 200	379, 600	390, 300	415, 200	
76	273, 600	349, 000	380, 300	390, 900	415, 700	
77	274, 700	349, 700	380, 800	391, 300	415, 800	
78	275, 700	350, 400	381, 400	392, 000	416, 200	
79	276, 700	351, 100	382, 000	392, 600	416, 600	
80	277, 600	351, 800	382, 700	393, 300	417, 100	
81	278, 300	352, 200	383, 100	393, 700	417, 200	
82	279, 100	352, 900	383, 800	394, 400	417, 700	
83	279, 900	353, 600	384, 400	395, 000	418, 100	
84	280, 700	354, 200	385, 100	395, 600	418, 500	
85	281, 500	354, 700	385, 500	396, 000	418, 600	
86	282, 200	355, 300	386, 200	396, 700	419, 000	
87	282, 900	355, 900	386, 800	397, 300	419, 400	
88	283, 500	356, 500	387, 400	397, 900	419, 800	
89	284, 000	357, 000	387, 700	398, 200	419, 900	
90	284, 700	357, 600	388, 400	398, 800	420, 200	
91	285, 400	358, 200	389, 000	399, 400	420, 600	
92	285, 900	358, 800	389, 700	399, 900	421, 000	
93	286, 400	359, 200	390, 000	400, 000	421, 100	
94	287, 100	359, 800	390, 700	400, 500		
95	287, 700	360, 300	391, 300	401, 100		
96	288, 300	360, 900	392, 000	401, 700		
97	288, 600	361, 300	392, 100	402, 000		
98	289, 200	361, 800	392, 800	402, 600		
99	289, 800	362, 400	393, 500	403, 200		
100	290, 400	363, 000	394, 200	403, 800		
101	290, 800	363, 300	394, 600	404, 000		
102	291, 300	363, 900	395, 300	404, 500		
103	291, 700	364, 400	396, 000	405, 100		
104	292, 100	365, 000	396, 700	405, 700		
105	292, 600	365, 300	397, 100	406, 000		
106		365, 900	397, 800	406, 500		
107		366, 400	398, 400	407, 100		
108		367, 000	399, 100	407, 700		
109		367, 300	399, 500	408, 000		
110		367, 800	400, 200	408, 500		
111		368, 300	400, 800	409, 100		
112		368, 900	401, 500	409, 700		
113		369, 200	401, 900	410, 000		

	114		369,800	402,600			
	115		370,400	403,200			
	116		370,900	403,900			
	117		371,300	404,300			
	118		371,900				
	119		372,500				
	120		373,000				
	121		373,400				
	122		373,900				
	123		374,500				
	124		375,000				
	125		375,300				
	126		375,900				
	127		376,500				
	128		377,000				
	129		377,500				
再任用 職員		215,900	255,700	275,100	289,000	314,500	355,800

別表第3 医療職給料表ア医療職給料表（1）の表中備考以外の部分を次のように改める。

ア 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	246,400	331,800	396,700	471,100	566,100
	2	248,900	334,800	399,600	473,400	569,200
	3	251,400	337,700	402,500	475,600	572,300
	4	253,900	340,700	405,300	477,900	575,400
	5	256,200	343,400	408,000	480,200	578,300
	6	260,000	346,700	410,700	482,400	580,700
	7	263,800	349,800	413,500	484,600	583,100
	8	267,600	352,900	416,200	486,800	585,500
	9	271,200	355,700	418,600	488,800	587,700
	10	275,200	358,600	421,300	490,900	589,200
	11	279,200	361,700	423,900	493,000	590,700
	12	283,200	364,900	426,600	495,100	592,200
	13	287,000	367,900	429,000	497,200	593,700
	14	291,000	371,500	431,500	499,300	594,800
	15	294,900	374,700	433,900	501,400	595,900
	16	298,800	378,400	436,400	503,500	596,800
	17	302,600	382,000	438,500	505,600	598,000
	18	306,200	384,700	440,900	507,600	599,000
	19	309,700	387,500	443,200	509,600	600,000
	20	313,300	390,200	445,600	511,600	601,000
	21	316,900	393,100	447,200	513,400	602,000
	22	320,600	395,700	449,600	515,200	
	23	324,100	398,300	452,000	517,100	
	24	327,600	400,700	454,300	519,000	
	25	331,100	402,900	456,300	520,700	
	26	333,900	405,200	458,600	522,500	
	27	336,500	407,400	460,800	524,300	
	28	339,100	409,700	463,100	526,100	
	29	341,900	412,000	465,300	527,800	
	30	344,000	414,100	467,600	529,600	
	31	346,200	416,100	469,900	531,400	
	32	348,600	418,200	472,100	533,200	
	33	350,900	420,200	474,100	534,800	
	34	353,300	422,100	476,200	536,600	
	35	355,500	423,900	478,300	538,300	
	36	358,000	425,900	480,400	540,100	
	37	360,400	427,800	482,500	541,700	
	38	362,800	429,800	484,300	543,300	
	39	365,200	431,800	486,100	544,700	
	40	367,400	433,800	487,900	546,300	
	41	369,700	435,600	489,600	547,800	
	42	371,100	437,400	491,400	549,200	
	43	372,600	439,100	493,200	550,600	
	44	374,000	440,900	495,000	551,900	
	45	375,300	442,800	496,600	553,100	
	46	376,700	444,600	498,300	554,100	
	47	378,200	446,400	500,100	555,100	
	48	379,700	448,100	501,900	556,100	
	49	380,900	449,900	503,500	557,100	
	50	381,900	451,600	504,800	558,000	
	51	382,900	453,400	506,100	558,900	
	52	383,800	455,200	507,400	559,800	
	53	384,700	457,100	508,500	560,600	
	54	385,600	458,300	509,800	561,500	
	55	386,300	459,500	511,100	562,400	
	56	387,200	460,700	512,400	563,300	
	57	388,000	461,900	513,400	564,200	
	58	388,900	462,900	514,200	565,100	
	59	389,700	463,900	515,000	566,000	
60	390,500	464,900	515,800	566,700		

61	391,100	465,700	516,700	567,600	
62	391,600	466,400	517,500	568,500	
63	392,000	467,100	518,400	569,400	
64	392,500	467,800	519,200	570,300	
65	392,800	468,500	520,100	571,200	
66		469,200	521,000		
67		469,900	521,700		
68		470,600	522,600		
69		470,900	523,500		
70		471,600	524,300		
71		472,300	525,200		
72		473,000	526,100		
73		473,400	526,900		
74		474,000	527,800		
75		474,700	528,700		
76		475,400	529,400		
77		475,800	530,200		
78		476,400	531,100		
79		477,000	532,000		
80		477,500	532,900		
81		478,100	533,700		
82		478,600	534,600		
83		479,100	535,500		
84		479,600	536,400		
85		480,000	537,200		
86		480,600	538,100		
87		481,000	539,000		
88		481,500	539,900		
89		482,000	540,700		
90		482,600			
91		483,200			
92		483,600			
93		484,100			
94		484,700			
95		485,300			
96		485,900			
97		486,400			
再任用 職員	295,800	338,200	392,600	465,600	565,500

別表第3 医療職給料表イ医療職給料表（2）の表中備考以外の部分を次のように改める。

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	143,600	181,100	214,800	240,400	274,000	321,200	366,300	433,300
	2	145,000	182,700	216,400	241,700	276,200	323,200	368,900	435,700
	3	146,400	184,200	217,800	243,000	278,300	325,400	371,500	438,100
	4	147,800	185,600	219,400	244,300	280,400	327,400	374,200	440,400
	5	149,000	187,000	220,600	245,400	282,500	329,500	376,500	442,600
	6	150,800	188,600	222,000	246,800	284,600	331,700	379,100	444,900
	7	152,400	190,100	223,500	248,000	286,700	333,800	381,700	447,200
	8	154,100	191,600	224,800	249,400	288,800	335,900	384,300	449,400
	9	155,800	193,000	226,300	250,700	290,900	337,700	386,800	451,900
	10	157,500	194,700	227,900	252,100	293,100	339,900	389,200	454,100
	11	159,200	196,300	229,500	253,300	295,000	342,000	391,600	456,300
	12	160,900	198,000	231,000	254,400	297,200	344,100	394,000	458,600
	13	162,400	199,300	232,500	255,600	299,400	345,900	396,100	460,800
	14	164,300	200,800	233,800	257,400	301,500	347,900	398,300	462,000
	15	166,300	202,300	235,100	259,200	303,400	350,000	400,400	462,800
	16	168,200	203,900	236,400	260,900	305,500	351,900	402,500	464,000
	17	170,000	205,300	237,500	262,300	307,600	353,800	404,500	465,100
	18	171,900	207,000	238,800	264,100	309,600	355,900	406,500	466,200
	19	173,800	208,600	240,100	266,000	311,600	357,900	408,500	467,200
	20	175,700	210,200	241,500	267,900	313,600	359,800	410,500	468,300
	21	177,500	211,300	242,800	269,500	315,700	361,500	412,400	469,400
	22	179,000	212,600	244,300	271,300	317,700	363,500	414,000	470,500
	23	180,400	214,000	245,800	273,200	319,500	365,600	415,500	471,500
	24	181,800	215,400	247,200	275,000	321,500	367,500	416,900	472,600
	25	183,300	216,700	248,500	277,000	323,300	369,400	418,500	473,700
	26	184,800	218,100	250,200	278,700	325,300	371,200	419,800	474,800
	27	186,100	219,500	251,900	280,500	327,200	373,100	421,000	476,000
	28	187,500	220,900	253,600	282,400	329,100	375,000	422,300	477,200
	29	189,000	222,300	255,100	284,300	330,900	376,700	423,600	478,500
	30	190,300	223,600	256,900	286,100	332,800	378,400	424,600	479,400
	31	191,500	225,000	258,700	288,000	334,600	380,200	425,700	480,300
	32	192,700	226,500	260,500	289,800	336,300	382,000	426,700	481,100
	33	193,800	227,800	261,800	291,500	338,100	383,400	427,700	482,000
	34	195,200	229,200	263,500	293,300	339,900	384,600	428,700	482,700
	35	196,500	230,400	265,300	294,900	341,800	385,900	429,600	483,400
	36	197,900	231,800	267,100	296,700	343,500	387,100	430,600	484,100
	37	198,900	233,200	268,700	298,200	345,100	388,200	431,500	484,800
	38	200,200	234,600	270,400	299,900	346,800	389,400	432,000	
	39	201,300	236,200	271,900	301,600	348,400	390,600	432,300	
	40	202,600	237,800	273,600	303,200	350,100	391,700	432,700	
	41	203,400	239,100	275,200	304,700	351,600	392,700	432,900	
	42	204,300	240,600	276,900	306,400	352,900	393,500	433,200	
	43	205,300	242,100	278,600	308,100	354,100	394,300	433,500	
	44	206,300	243,500	280,200	309,700	355,400	395,100	433,900	
	45	207,400	244,900	281,700	310,800	356,600	395,500	434,100	
	46	208,200	246,400	283,400	312,400	357,800	396,000	434,400	
	47	209,100	248,000	285,100	313,900	358,900	396,500	434,600	
	48	210,000	249,500	286,800	315,400	360,000	397,000	434,900	
	49	210,900	251,000	288,000	316,900	361,100	397,600	435,100	
	50	211,700	252,400	289,600	318,000	362,100	398,100	435,400	
	51	212,500	253,800	291,200	319,300	363,000	398,500	435,800	
	52	213,200	255,100	292,800	320,600	364,000	398,800	436,200	
	53	213,800	256,300	293,900	321,500	364,700	399,000	436,400	
	54	214,500	257,700	295,300	322,500	365,600	399,400		
	55	215,200	259,000	296,800	323,500	366,500	399,700		
	56	216,000	260,400	298,300	324,600	367,300	400,100		
	57	216,800	261,400	299,500	325,500	368,000	400,400		
	58	217,600	262,600	300,900	326,400	368,800	400,700		
	59	218,400	263,900	302,300	327,300	369,600	400,800		
60	219,300	265,200	303,500	328,300	370,400	401,200			

61	220,200	266,100	304,700	329,100	370,900	401,300			
62	221,200	267,400	306,000	329,800	371,600	401,600			
63	222,100	268,700	307,300	330,500	372,200	401,900			
64	223,200	270,000	308,600	331,200	372,900	402,200			
65	223,800	271,000	309,700	331,800	373,500	402,400			
66	224,700	272,000	310,500	332,500	374,200				
67	225,600	273,100	311,200	333,100	374,800				
68	226,500	274,200	312,000	333,800	375,300				
69	227,100	275,100	312,900	334,400	375,600				
70	227,800	276,200	313,700	335,000	376,000				
71	228,500	277,300	314,500	335,600	376,200				
72	229,100	278,300	315,300	336,200	376,500				
73	229,700	279,000	316,000	336,600	376,900				
74	230,500	279,800	316,600	337,200	377,200				
75	231,200	280,600	317,200	337,800	377,400				
76	232,000	281,300	317,800	338,400	377,600				
77	232,600	282,100	318,400	338,800	377,800				
78	233,200	282,700	318,900	339,300	378,100				
79	233,800	283,300	319,300	339,800	378,300				
80	234,400	283,900	319,800	340,300	378,500				
81	234,800	284,400	320,400	340,700	378,800				
82	235,100	284,900	320,900	341,100	379,000				
83	235,500	285,400	321,400	341,400	379,300				
84	235,900	285,800	321,900	341,800	379,600				
85	236,300	286,200	322,400	342,000	380,000				
86		286,400	322,800	342,400					
87		286,700	323,100	342,700					
88		287,000	323,500	343,100					
89		287,400	323,900	343,500					
90		287,700	324,300	343,900					
91		288,000	324,700	344,200					
92		288,300	325,100	344,600					
93		288,600	325,600	345,000					
94		288,900	326,000	345,400					
95		289,200	326,300	345,700					
96		289,500	326,700	346,100					
97		289,900	326,800	346,500					
98		290,100	327,100	346,700					
99		290,400	327,400	346,900					
100		290,700	327,800	347,100					
101		291,100	327,900	347,400					
102		291,400	328,200	347,600					
103		291,700	328,500	347,800					
104		292,000	328,900	348,000					
105		292,300	329,000	348,300					
106			329,400						
107			329,700						
108			330,100						
109			330,300						
110			330,600						
111			331,000						
112			331,400						
113			331,600						
再任用 職員		186,300	209,500	241,000	253,200	278,800	319,200	361,200	422,500

別表第3 医療職給料表ウ医療職給料表（3）の表中備考以外の部分を次のように改める。

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	156,600	183,500	229,800	252,300	279,600	324,300	369,200
	2	158,000	185,500	231,300	253,300	281,600	326,500	371,900
	3	159,500	187,600	232,900	254,400	283,500	328,500	374,500
	4	160,800	189,700	234,400	255,400	285,500	330,700	377,100
	5	162,200	191,800	235,800	256,100	287,200	332,700	379,500
	6	163,700	194,000	237,100	257,300	289,000	334,800	382,000
	7	165,200	196,200	238,400	258,400	290,800	336,900	384,300
	8	166,700	198,500	239,700	259,600	292,700	338,900	386,800
	9	168,000	200,700	240,800	260,600	294,500	340,900	388,900
	10	169,600	202,000	242,000	261,600	296,400	343,000	391,300
	11	171,200	203,300	243,200	262,900	298,300	344,900	393,500
	12	172,800	204,700	244,300	264,300	300,100	347,000	395,900
	13	174,300	205,900	245,400	265,700	301,800	348,900	398,200
	14	176,300	207,400	246,500	267,300	303,400	351,000	400,200
	15	178,200	208,800	247,500	268,800	305,200	352,900	402,400
	16	180,200	210,200	248,600	270,300	307,000	355,000	404,600
	17	182,400	211,400	249,300	271,800	308,700	357,100	406,600
	18	184,500	212,900	250,500	273,300	310,400	359,100	408,600
	19	186,500	214,300	251,600	274,700	312,000	361,100	410,800
	20	188,600	215,800	252,800	276,200	313,600	363,100	412,900
	21	190,700	216,900	253,800	277,800	315,200	365,300	414,800
	22	192,800	218,500	255,100	279,200	316,800	367,500	416,400
	23	194,800	220,100	256,500	280,700	318,300	369,500	418,000
	24	197,000	221,800	257,900	282,300	319,800	371,700	419,700
	25	198,900	222,900	259,400	283,600	321,300	373,500	421,300
	26	200,200	224,300	260,900	285,400	322,800	375,500	422,700
	27	201,400	225,700	262,400	287,100	324,300	377,400	424,000
	28	202,600	227,200	263,900	288,800	325,800	379,300	425,300
	29	203,600	228,800	265,400	290,300	327,400	381,200	426,300
	30	204,900	230,100	266,900	292,000	328,900	383,100	427,600
	31	206,100	231,400	268,500	293,600	330,500	384,900	428,800
	32	207,400	232,600	270,100	295,200	332,100	386,800	429,900
	33	208,500	233,900	271,600	296,600	333,500	388,400	431,100
	34	209,700	235,100	273,000	298,200	335,000	390,200	432,400
	35	210,900	236,300	274,400	299,700	336,600	392,000	433,700
	36	212,200	237,400	275,900	301,300	338,100	393,600	435,000
	37	213,300	238,600	277,500	302,700	339,800	395,400	436,200
	38	214,700	239,600	278,900	304,200	341,400	397,000	437,400
	39	216,000	240,700	280,300	305,800	342,800	398,500	438,500
	40	217,300	241,800	281,800	307,400	344,400	400,000	439,700
	41	218,100	242,600	283,300	308,600	346,000	401,500	440,700
	42	219,200	243,700	284,800	310,000	347,600	402,900	441,300
	43	220,400	244,700	286,400	311,500	349,100	404,300	441,800
	44	221,600	245,800	287,900	312,800	350,700	405,600	442,500
	45	222,800	246,800	289,200	314,200	352,100	406,600	443,100
	46	224,000	248,200	290,600	315,700	353,500	407,900	443,600
	47	225,300	249,500	292,100	317,200	355,000	409,200	444,200
	48	226,600	250,900	293,600	318,500	356,400	410,500	444,900
	49	227,700	252,300	294,900	319,600	357,900	411,600	445,600
	50	228,900	253,800	296,200	321,000	359,100	412,900	446,100
	51	230,100	255,000	297,600	322,300	360,500	414,000	446,600
	52	231,100	256,400	298,900	323,600	361,900	415,200	447,100
	53	232,300	257,800	300,100	325,100	363,200	416,200	447,700
	54	233,400	259,400	301,500	326,400	364,400	417,400	448,100
	55	234,500	261,000	302,800	327,800	365,600	418,500	448,600
	56	235,600	262,400	304,000	329,100	366,800	419,500	449,100
	57	236,600	263,900	305,300	330,300	367,800	420,400	449,700
	58	237,700	265,500	306,700	331,700	368,800	420,900	
	59	238,600	267,000	308,100	333,000	369,800	421,400	
60	239,800	268,600	309,400	334,300	370,800	422,000		

61	240,900	270,100	310,400	335,400	371,600	422,600
62	242,100	271,500	311,600	336,700	372,300	423,000
63	243,400	272,900	312,900	337,900	373,100	423,600
64	244,700	274,400	314,200	339,200	373,900	424,200
65	245,900	275,900	315,400	340,400	374,600	424,700
66	247,100	277,400	316,700	341,600	375,000	425,200
67	248,400	278,900	318,000	342,600	375,500	425,700
68	249,800	280,200	319,200	343,800	376,000	426,200
69	250,800	281,400	320,200	344,800	376,400	426,700
70	252,100	282,900	321,400	345,900	376,800	
71	253,400	284,400	322,600	346,900	377,200	
72	254,500	285,800	323,700	348,000	377,600	
73	255,900	286,900	324,900	348,900	378,000	
74	257,200	288,300	326,000	350,000	378,300	
75	258,400	289,700	327,200	351,000	378,500	
76	259,700	291,100	328,300	352,000	378,700	
77	260,700	292,200	329,500	352,900	378,900	
78	261,900	293,500	330,700	353,700	379,100	
79	263,100	294,800	331,800	354,500	379,300	
80	264,400	295,900	333,000	355,300	379,600	
81	265,400	296,900	334,100	355,900	379,800	
82	266,400	298,100	335,200	356,400	380,000	
83	267,500	299,400	336,200	357,000	380,300	
84	268,600	300,700	337,300	357,600	380,600	
85	269,400	301,600	338,200	358,200	380,700	
86	270,500	302,700	339,200	358,700	381,000	
87	271,500	303,800	340,200	359,300	381,300	
88	272,600	305,000	341,200	359,900	381,600	
89	273,500	306,300	342,300	360,300	381,800	
90	274,500	307,400	343,100	360,900	382,100	
91	275,500	308,600	343,800	361,300	382,400	
92	276,500	309,800	344,500	361,800	382,700	
93	277,200	310,900	345,200	362,300	383,100	
94	278,200	311,700	345,900	362,500		
95	279,000	312,500	346,600	362,700		
96	279,900	313,300	347,300	362,900		
97	281,000	313,900	347,700	363,300		
98	281,900	314,500	348,200	363,500		
99	282,800	315,200	348,700	363,800		
100	283,700	315,900	349,200	364,200		
101	284,200	316,400	349,700	364,400		
102	285,000	317,000	350,200	364,600		
103	285,700	317,600	350,500	364,800		
104	286,400	318,200	350,900	365,000		
105	287,100	318,600	351,400	365,300		
106	287,600	319,100	351,800	365,500		
107	288,100	319,500	352,200	365,700		
108	288,600	320,000	352,700	365,900		
109	289,100	320,400	353,200	366,100		
110	289,500	320,800	353,600	366,300		
111	289,900	321,200	354,100	366,500		
112	290,300	321,500	354,600	366,700		
113	290,500	321,900	355,100	367,000		
114	290,900	322,300	355,600			
115	291,300	322,700	356,100			
116	291,700	323,000	356,500			
117	292,000	323,200	356,800			
118	292,400	323,600	357,300			
119	292,800	324,000	357,800			
120	293,200	324,400	358,300			
121	293,500	324,500	358,600			
122	293,900	324,900	359,100			
123	294,300	325,300	359,500			
124	294,600	325,700	360,000			
125	294,700	325,900	360,300			

126	295,100	326,200					
127	295,500	326,500					
128	295,900	326,700					
129	296,000	327,000					
130	296,400	327,300					
131	296,800	327,600					
132	297,200	328,000					
133	297,300	328,300					
134	297,700	328,600					
135	298,100	329,000					
136	298,500	329,400					
137	298,600	329,700					
138	299,000	330,100					
139	299,400	330,500					
140	299,800	330,900					
141	299,900	331,200					
142	300,300	331,500					
143	300,600	331,900					
144	300,900	332,300					
145	301,100	332,500					
146	301,300	332,900					
147	301,600	333,300					
148	301,900	333,700					
149	302,100	334,000					
150	302,400	334,400					
151	302,700	334,700					
152	303,000	335,100					
153	303,300	335,400					
154	303,600						
155	303,900						
156	304,200						
157	304,600						
158	304,900						
159	305,200						
160	305,500						
161	305,800						
162	306,100						
163	306,400						
164	306,700						
165	307,100						
166	307,400						
167	307,700						
168	308,000						
169	308,300						
再任用 職員	232,200	252,600	259,900	268,800	285,600	322,500	367,000

第2条 岡山市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

第6条第1項中「（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第1号中「扶養親族としての」を「扶養親族たる」に改め、同項第2号中「扶養親族としての」を「扶養親族たる」に、「前条第2項第2号、第3号又は第5号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合において」を「職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたとき」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号」を「第1号又は第3号」に改め、「（扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

第19条第2項第1号中「100分の95」を「100分の90」に、「100分の115」を「100分の110」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の42.5」に、「100分の55」を「100分の52.5」に改める。

別表第1行政職給料表備考2の表を次のように改める。

職務の級及び号給	給料月額
	円
1級33号給	195,100
1級29号給	185,700
1級21号給	169,400
1級17号給	162,600
1級13号給	156,800
1級9号給	151,400
1級5号給	146,200

別表第2教育職給料表ア教育職給料表(1)備考2の表を次のように改める。

職務の級及び号給	給料月額
	円
2級13号給	217,500
2級1号給	197,500
1級21号給	194,100
1級9号給	167,300

別表第2教育職給料表イ教育職給料表(2)備考2の表を次のように改める。

職務の級及び号給	給料月額
	円
2級25号給	213,300

2級13号給	193,600
2級1号給	166,200
1級21号給	190,300
1級9号給	164,000

別表第2教育職給料表ウ保育幼児教育職給料表備考2の表を次のように改める。

職務の級及び号給	給料月額
	円
1級29号給	190,100
1級17号給	163,100

別表第3医療職給料表イ医療職給料表(2)備考2の表を次のように改める。

職務の級及び号給	給料月額
	円
2級19号給	211,000
2級7号給	192,400
1級23号給	182,700
1級19号給	176,100
1級15号給	168,600
1級11号給	161,500
1級7号給	154,700

別表第3医療職給料表ウ医療職給料表(3)備考2の表を次のように改める。

職務の級及び号給	給料月額
	円
2級9号給	203,400
2級5号給	194,500
2級1号給	186,200
1級1号給	159,300

別表第3の2等級別基準職務表キ医療職給料表(3)等級別基準職務表の表1級の項及び2級の項を次のように改める。

1 級	准看護師の職務
2 級	1 保健技師又は看護師の職務 2 相当高度の知識経験を必要とする業務を行う准看護師の職務

(市長、副市長等の給与に関する条例の一部改正)

第3条 市長、副市長等の給与に関する条例（昭和26年市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「100分の222.5」を「100分の232.5」に改める。

第4条 市長、副市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「100分の207.5」を「100分の212.5」に、「100分の232.5」を「100分の227.5」に改める。

(議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第5条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の222.5」を「100分の232.5」に改める。

第6条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の207.5」を「100分の212.5」に、「100分の232.5」を「100分の227.5」に改める。

(岡山市立の小学校及び中学校の教育職員の給与等に関する条例の一部改正)

第7条 岡山市立の小学校及び中学校の教育職員の給与等に関する条例（平成28年市条例第61号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)
教育職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	161,800	177,900	267,300	296,300	413,000
	2	163,300	180,000	269,800	298,900	414,500
	3	164,800	182,100	272,100	301,800	416,000
	4	166,300	184,300	274,400	304,300	417,500
	5	168,100	186,400	277,000	306,800	418,900
	6	170,000	188,600	279,400	309,200	420,300
	7	171,800	190,800	281,600	311,500	421,800
	8	173,600	193,000	283,800	313,900	423,400
	9	175,400	195,400	286,100	316,300	424,800
	10	177,500	198,200	288,400	318,900	426,200
	11	179,600	201,000	290,800	321,600	427,600
	12	181,600	203,700	293,000	324,500	428,900
	13	183,600	206,600	295,400	327,000	430,200
	14	185,800	208,300	297,500	329,000	431,600
	15	188,100	210,000	299,400	331,000	433,000
	16	190,400	211,700	301,400	333,300	434,400
	17	192,700	213,600	303,600	335,500	435,600
	18	195,300	215,300	306,100	337,700	436,900
	19	197,800	217,000	308,600	340,000	438,100
	20	200,400	218,600	311,300	342,100	439,400
	21	202,900	220,300	313,600	344,400	440,500
	22	204,600	222,200	316,200	346,600	441,700
	23	206,300	224,000	318,500	348,900	443,000
	24	208,000	225,800	321,200	351,200	444,300
	25	209,600	227,500	323,800	353,100	445,500
	26	211,200	229,500	326,100	354,900	446,700
	27	212,800	231,500	328,500	356,800	447,700
	28	214,300	233,500	330,700	358,700	448,800
	29	215,800	235,200	333,000	360,500	450,000
	30	217,500	237,900	335,000	362,300	450,800
	31	219,100	240,600	337,200	364,000	451,600
	32	220,800	243,300	339,400	365,900	452,500
	33	222,300	246,000	341,400	367,500	453,400
	34	224,000	248,900	343,500	369,200	453,900
	35	225,600	251,700	345,600	370,900	454,400
	36	227,200	254,400	347,600	372,700	454,900
	37	228,600	257,000	349,600	374,600	455,400
	38	230,300	259,600	351,500	376,100	
	39	232,000	262,100	353,500	377,600	
	40	233,700	264,400	355,400	379,200	
	41	235,400	267,100	357,200	380,400	
	42	237,200	269,500	359,000	381,800	
	43	239,000	271,700	360,800	383,200	
	44	240,700	273,900	362,500	384,700	
	45	242,400	276,100	364,300	386,200	
	46	244,000	278,300	366,000	387,800	
	47	245,500	280,500	367,500	389,400	
	48	246,900	282,500	369,100	390,900	
	49	248,300	284,700	370,400	392,300	
	50	249,700	286,700	371,900	393,800	
	51	251,200	288,600	373,500	395,300	
	52	252,400	290,600	375,100	396,700	
53	253,500	292,400	376,600	397,900		

54	254,900	294,800	378,100	399,200
55	256,100	297,100	379,600	400,300
56	257,300	299,600	381,100	401,400
57	258,400	301,700	382,600	402,800
58	259,600	304,200	384,000	404,000
59	260,700	306,500	385,400	405,200
60	261,900	309,200	386,700	406,500
61	263,300	311,600	387,600	407,700
62	264,500	314,000	388,800	408,700
63	265,700	316,500	390,000	410,100
64	266,600	318,800	391,100	411,400
65	267,600	321,100	392,000	412,600
66	269,000	323,300	393,200	413,700
67	270,400	325,400	394,200	414,900
68	271,900	327,600	395,300	416,000
69	273,500	329,800	396,500	417,000
70	275,000	331,900	397,500	418,200
71	276,500	334,100	398,600	419,400
72	277,900	336,100	399,800	420,600
73	279,000	338,200	400,800	421,200
74	280,200	340,300	401,900	422,000
75	281,500	342,500	403,000	422,700
76	282,700	344,700	404,100	423,200
77	284,100	346,500	404,900	423,500
78	285,200	348,400	405,800	423,900
79	286,400	350,300	406,800	424,300
80	287,600	352,100	407,800	424,700
81	288,800	353,900	408,600	425,000
82	289,700	355,700	409,400	425,400
83	290,900	357,300	410,100	425,800
84	292,100	359,100	410,900	426,100
85	293,100	360,300	411,600	426,300
86	294,000	361,900	412,400	426,700
87	294,900	363,400	413,100	427,100
88	295,900	364,900	413,800	427,400
89	297,000	366,300	414,400	427,700
90	297,900	367,600	415,100	428,000
91	298,800	369,000	415,600	428,200
92	299,700	370,400	416,300	428,400
93	300,000	371,800	416,700	428,500
94	300,700	373,100	417,100	
95	301,400	374,400	417,400	
96	302,200	375,600	417,700	
97	303,000	376,600	418,000	
98	303,800	377,600	418,300	
99	304,600	378,600	418,600	
100	305,300	379,600	418,800	
101	306,100	380,500	418,900	
102	306,600	381,500	419,200	
103	307,100	382,500	419,500	
104	307,600	383,500	419,700	
105	307,800	384,300	419,900	
106	308,200	385,200	420,200	
107	308,500	386,100	420,500	
108	308,700	387,100	420,700	
109	308,900	387,900	420,800	
110	309,100	388,900		
111	309,400	389,900		
112	309,700	390,900		

113	309,900	391,500				
114	310,100	392,400				
115	310,300	393,300				
116	310,600	394,200				
117	310,900	395,000				
118	311,200	395,700				
119	311,500	396,500				
120	311,800	397,300				
121	311,900	397,900				
122	312,100	398,700				
123	312,400	399,400				
124	312,700	400,100				
125	312,900	400,700				
126		401,400				
127		401,900				
128		402,500				
129		403,200				
130		403,800				
131		404,300				
132		404,800				
133		405,100				
134		405,400				
135		405,700				
136		406,000				
137		406,300				
138		406,600				
139		406,900				
140		407,200				
141		407,500				
142		407,800				
143		408,100				
144		408,400				
145		408,600				
146		408,900				
147		409,200				
148		409,400				
149		409,600				
150		409,900				
151		410,200				
152		410,400				
153		410,500				
154		410,800				
155		411,100				
156		411,300				
157		411,500				
再任用 職員		230,500	277,200	304,300	330,600	411,400

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円を加算した額とする。

(岡山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第8条 岡山市職員の育児休業等に関する条例(平成4年市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア(イ)中「という。)」の次に「(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)」を加える。

第2条の3第2号中「(以下)」の次に「この条及び次条において」を加える。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として任命権者が定める場合に該当する場合

第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業(以下「保育所等」という。)における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同条第7号中「こと」の次に「又は第2条の4の規定に該当すること」を加える。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保

育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第11条第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の岡山市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）及び第7条の規定による改正後の岡山市立の小学校及び中学校の教育職員の給与等に関する条例の規定は、平成29年4月1日から適用する。ただし、改正後の給与条例第19条第2項の規定は、平成29年12月1日から適用する。
- 3 第3条の規定による改正後の市長、副市長等の給与に関する条例（以下「改正後の市長等の給与条例」という。）及び第5条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員の議員報酬等条例」という。）の規定は、平成29年12月1日から適用する。

(経過措置等)

- 4 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の岡山市職員の給与に関する条例（以下「第2条改正後給与条例」という。）第5条第3項及び第6条の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1

人については9,000円)」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、

「(2) 扶養親族たる要件

扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）」とあるのは (3) 扶養親族たる子又

(4) 扶養親族たる子又

を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号には扶養親族たる父母等がある職員が配偶者がいない職員となつた場合（前号に該当する場合は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第1号に該当する場該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養合を除く。）

合を除く。）

親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）」

と、同条第3項中「においては、その」

」

とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至つた場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を

受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

- 5 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第2条改正後給与条例第5条第3項及び第6条の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については8,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき9,000円（職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあつては、そのうち1人については8,000円）」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」と、「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、
- 「(2) 扶養親族たる要件
扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）」とあるのは (3) 扶養親族たる子又
(4) 扶養親族たる子又
- を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号には扶養親族たる父母等がある職員が配偶者が不在職員となつた場合（前号に該当する場合は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第1号に該当する場合は該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養合を除く。）
合を除く。）

親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。)

と、同条第3項中「においては、その」

」

とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至つた場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

6 特定管理職員に関する改正後の給与条例第19条第2項第1号及び第2号の規定の適用については、平成29年12月1日から平成30年3月31日までの間は、同項第1号中「100分の95（特定管理職員にあつては、100分の115）」とあるのは「100分の95」と、同項第2号中「100分の45（特定管理職員にあつては、100分の55）」とあるのは「100分の45」とする。

7 特定管理職員に関する第2条改正後給与条例第19条第2項第1号及び第2号の規定の適用については、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間は、同項第1号中「100分の90（特定管理職員にあつては、100分の110）」とあるのは「100分の90」と、同項第2号中「100分の42.5（特定管理職員にあつては、100分の52.5）」とあるのは「100分の42.5」とする。

8 改正後の給与条例，改正後の市長等の給与条例及び改正後の議員の議員報酬等条例（以下「改正後の3条例」という。）の規定を適用する場合には，第1条の規定による改正前の岡山市職員の給与に関する条例，第3条の規定による改正前の市長，副市長等の給与に関する条例及び第5条の規定による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された給与及び議員の期末手当は，改正後の3条例の規定による給与及び議員の期末手当の内払とみなす。

（委任）

9 附則第2項から前項までに定めるもののほか，この条例の施行に関し必要な事項は，市長が定める。

提案理由

人事委員会勧告等に伴い，職員の給与改定等を実施するため，関係条例の一部を改正しようとするものである。